

# 長崎友愛病院 居宅介護支援サービスセンター

## 事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人共生会が開設する長崎友愛病院 居宅介護支援サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、利用者となる要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅サービス計画を作成・提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、懇切丁寧を旨とし、要介護者等の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、また、利用者の選択・意志及び人格を尊重し、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供され、かつ、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することなく公正中立に行われるよう配慮して居宅サービス計画を作成し、調整等の便宜を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 長崎友愛病院 居宅介護支援サービスセンター
- 二 所在地 長崎県長崎市蚊焼町2348番地2

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）  
管理者は、事業所の介護支援専門員・その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、事業の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行ない、事業所の介護支援専門員その他の従業者に当該管理規程を遵守させるために必要な指揮命令を行なう。自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 2名以上  
介護支援専門員は、第2条に掲げる運営の方針に従い、利用者及びその家族に対する面接・指定居宅サービス等の担当者に対する照会・「サービス担当者会議」の開催等を行ないつつ、適切な居宅サービス利用計画を作成し、また計画の実施状況を把握する。さらに、必要に応じて居宅サービス計画の変更等の調整・その他の便宜を図る。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月15日、12月31日から1月3日まで、第1・2・5土曜日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日についてのみ

午前8時30分から午後12時30分までとする。

三 緊急時等、営業時間外も含め電話により24時間連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援サービスの提供方法・内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その他の費用の額については、別表に定める額とする。

一 利用申込者又はその家族に対し、当該運営規程の概要、及びその他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を文書交付により事前説明し、同意を得る。

二 居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものである事等を説明し、理解を得る。

三 利用者又はその家族の相談を受ける場合、及び指定居宅サービス等の担当者を招集して「サービス担当者会議」を開催する場合は、利用者の自宅もしくは事業所内の相談室又は事業所に併設する長崎友愛病院会議室等で、利用者が安心して話ができ、秘密漏洩の防止に対し配慮された場所で行なう。

四 居宅サービス計画作成にあたっては、初回訪問による調査以降解決すべき課題を十分に把握しつつ、課題分析表を用い適切な方法で行なう。

五 介護支援専門員の利用者宅訪問は、初回訪問時及びサービス実施状況把握等の目的で1月に1回以上行なうものとし、その他必要に応じて適宜行ない利用者の便宜を図る。

六 介護支援専門員1人当たりの担当利用者数は44件(ただし要支援者数は3分の1換算)を上限とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、戸町・小ヶ倉・土井首・三和・野母崎・深堀・香焼中学校区とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の実施

二 虐待の防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

四 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備や虐待防止のための措置を実施するための担当者の設置

五 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政に通報するものとする。

(衛生管理)

第9条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のため次の措置を講ずるものとする。

一 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の実施

二 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

三 感染症の予防及びまん延防止をするための従業者に対する研修会や訓練の実施

四 感染症の予防及びまん延防止のための措置を実施するための担当者の設置

五 その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置

(事業継続計画)

第10条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定する。また、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項等)

第11条 事業所は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援サービスを提供できるよう、当該事業所の介護支援専門員・その他の従業者の勤務体制を定め、また、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を適宜設ける。

2 介護支援専門員・その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならず、また、事業所は、その為に必要な措置を講じる。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、それぞれの同意をあらかじめ文書により得るものとする。

4 この規程に定める事項の外は、医療法人共生会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、長崎県知事の指定を受けた日（平成12年2月1日）から施行する。

平成17年 1月 1日、改訂

平成18年 4月10日、改訂

平成19年 1月 1日、改訂

平成20年10月 1日、改訂

平成21年10月20日、改訂

平成22年10月 1日、改訂

平成22年10月21日、改訂

平成23年 4月 1日、改訂

令和02年 4月 1日、改訂

令和04年 7月 1日、改訂

令和06年 2月 1日、改訂

令和06年 4月 1日、改訂